

滋賀労働局発表

平成29年7月27日（木）

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 東田 典昭
	課長補佐 松村 重孝
	地方障害者雇用担当官 今宿 裕子
	電話 077-526-8686

## 平成29年 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

平成30年4月1日から法定雇用率に精神障害者が算入され、民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられます。

精神障害、発達障害のある方々の雇用は年々増加し、これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。

「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。



### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆ 内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
 ※ 開催日程：平成29年9月28日（木）14:00 草津市立まちづくりセンター（要申込）  
 平成29年10月17日（火）14:00 ハローワーク彦根 会議室  
 問い合わせ先： 滋賀労働局職業安定部職業対策課 077-526-8686

事業所への出前講座も  
あります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。